

第60号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専
決処分について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専
決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求め
る。

令和2年5月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専
決処分書

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求
むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承の
もと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年八王子市条例第4号）の一部を次のよ
うに改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～19 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被 保険者等に係る傷病手当金)</u> <u>20 給与等（所得税法第28条第1項に規 定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3条第6項に規定する賞与をいう。）を除 く。以下同じ。）の支払いを受けている被 保険者が療養のため労務に服することがで きないとき（新型インフルエンザ等対策特 別措置法（平成24年法律第31号）附則 第1条の2に規定する新型コロナウイルス 感染症に感染したとき又は発熱等の症状が あり当該感染症の感染が疑われるときに限 る。）は、その労務に服することができな くなった日から起算して3日を経過した日 から労務に服することができない期間のう ち労務に就くことを予定していた日につ いて、傷病手当金を支給する。</u> <u>21 傷病手当金の額は、1日につき、傷病 手当金の支給を始める日の属する月以前の</u>	附 則 1～19 (略)

直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

2.2 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

2.3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第21項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

2.4 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2.5 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から市規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

